

令和6年度 地域支援事業 実施計画(案)

胎内市地域包括支援センター係

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス…17,953 千円

ア. 介護予防訪問サービス(旧介護予防訪問介護相当サービス)

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、身体介護等の援助を利用者と共に行う。

市の指定を受けた、市内2か所、市外4か所の訪問介護事業所がサービスを提供。

イ. 生活支援訪問サービス(訪問型サービスA)

生活支援サポーター等がご自宅を訪問し、生活援助(買い物、調理、洗濯、掃除等)を利用者と共に行う。

市の指定を受けた、市内2か所、市外1か所の訪問介護事業所のほか、NPO法人ふるさと奥山の荘がサービスを提供。

ウ. たすけあいサービス(訪問型サービスB)

地域のボランティア団体のスタッフ等がご自宅を訪問し、軽易な生活援助を利用者と共に行う。

このサービスを行う団体には、一又は複数の行政区に限定した活動の場合は年額7万円、市内全域を活動対象とする場合は年額20万円を限度として補助金を交付。(申請のあった団体に対し交付する)

エ. 短期集中コース(訪問型サービスC)

リハビリ専門職や保健師等が自宅に訪問し、運動や口腔機能向上のための指導を3か月程度、集中的に支援する。

オ. 買い物・通院移送サービス(訪問型サービスD)

NPO法人ふるさと奥山の荘がサービスを提供。

② 通所型サービス…30,112 千円

ア. 介護予防通所サービス(旧介護予防通所介護相当サービス)

デイサービスセンターに定期的に通い、食事、入浴等のサービスや生活機能の維持・改善のための運動トレーニング等を実施する。

市の指定を受けた、市内3か所、市外8か所の通所介護事業所がサービスを提供。

イ. 緩和型介護予防通所サービス(通所型サービスA)

デイサービスセンターに定期的に通い、生活機能の維持・改善のための運動トレーニング等を行う。サービス提供時間や食事・送迎・入浴等の有無は各デイサービスセンターによって異なる。(各デイサービスセンターが設定)

市の指定を受けた、市内2か所の通所介護事業所がサービスを提供。

ウ. 住民主体による介護予防のための「通いの場」(通所型サービスB)

地域の自主的な通いの場に定期的に通い、生活機能の維持・改善のための体操や運動などを行う。開催日や時間、プログラム、利用料等は各活動団体が設定。

この活動を行う団体には年額7万円を限度とする補助金を交付。(申請のあった団体に対し交付)

エ. すこやか教室(通所型サービスC)

市内4か所の施設に週1回・3 か月間、定期的に通い、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上の短期集中型のプログラムを実践し、生活機能の維持・改善を目指す。健伸館で行う「すこやか築地教室」は機械運動を取り入れた機能強化型として実施する。

③ 高額介護予防サービス費相当事業…152 千円

要支援者及び基本チェックリストの記入内容が総合事業における事業対象の基準に該当し、サービス利用費が負担上限額を超過した方に対して、高額介護予防サービス費を支給する。

④ その他の生活支援サービス…500 千円 新規事業

在宅の要支援者等が地域において自立した生活を送ることができるように、定期的な安否確認や見守り、介護予防に資する活動へ参加するための付き添い等、日常生活上の軽微な支援を包括的に継続して行う自治会(または、広域)に対し、1団体 5 万円(広域の場合は 10 万)を上限に補助金を交付する。

食糧費や講師謝礼は対象外。必要経費、調整役などの人件費も対象経費とする。

訪問型サービスBより軽微なものであり、訪問型Bとの併用はできない。他補助金と併用については、用途、目的により可能とする。

(2) 一般介護予防事業

ア. 地域介護予防活動支援事業…25,814 千円

高齢者に身近な地域を拠点として、介護予防活動が積極的に行われ、拡大していくよう支援する。

イ. 介護予防普及啓発事業…3,479 千円

すこやか教室卒業生の会、介護予防講演会等の開催を通じ、地域住民に介護予防の必要性、効果等を理解してもらい、運動の習慣付け等介護予防の普及啓発を行う。

ウ. 一般介護予防事業評価事業…302 千円

一般介護予防事業全体の取組内容や方法、効果等を分析し、評価することにより、事業の改善・見直しを図る。

エ. 介護予防・生活支援拠点管理事業…2,298 千円

介護予防、健康づくり活動及び生活支援体制づくり等の多様な実施主体による活動を推進し、高齢者の介護予防・生活支援に資するサービスを総合的に提供する、介護予防・生活支援拠点施設「健伸館」の管理運営を行う。

オ. 介護予防把握事業…157 千円

地域の実情に応じた様々な把握ルートにより収集した情報を活用し、閉じこもり等の何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握し、介護予防等に繋げ、生活機能の悪化を防止する。

カ. 地域リハビリテーション活動支援事業…9,871 千円

リハビリテーション専門職が専門的知見を活かし、介護予防の視点で介護予防通所・訪問等を行うほか、地域ケア会議、サービス担当者会議、通いの場等に積極的に関与することで、高齢者の自立支援に向けた取組の強化を図る。

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営…58,558 千円

地域包括支援センターちゅーりっぷ苑を新設し、市直営の胎内市地域包括支援センターみらいが行っている業務の一部を委託する。委託型地域包括支援センターは、胎内市社協、中条愛広苑、やまぼうしの4か所で事業を実施。

胎内市地域包括支援センターみらいは、令和6年度中に廃止する
事業内容は、別紙地域包括支援センター事業計画書(案)のとおり。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業…4,062 千円

新発田市、聖籠町、一部事業は阿賀野市を含め、共同で新発田北蒲原医師会に業務を委託する。医師会に相談・支援窓口を設置し、コーディネーター2人(看護師・社会福祉士)を常勤・専従で配置。

ただし、市が行った方が効果的と考えられる事業項目については市が行う。

(3)生活支援体制整備事業…9,649 千円

介護予防プロジェクト(協議体)を通じ、地域課題、地域の社会資源の把握・今後の取組等について検討する。

令和 6 年度は、協議体で検討を重ねていた「たいない暮らしサポート手帳」を完成させ、全世帯配布を予定。

(4)認知症総合支援事業…8,063 千円

認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を配置する。認知症ケアパスの普及、認知症講演会、「虹色カフェたいない」の開催、認知症介護者への支援、若年性認知症への支援、多職種連携研修会の開催等の取組を推進する。

事業内容は、別紙地域包括支援センター事業計画書(案)のとおり。

(5)地域ケア会議推進事業…327 千円

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア会議を開催する。

3 任意事業

(1)認知症高齢者見守り事業…5,791 千円

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報、啓発活動等を行う。

事業内容は、別紙地域包括支援センター事業計画書(案)のとおり。

(2)成年後見制度利用支援事業…1,788 千円

認知症高齢者等の成年後見制度市長申し立ての際の費用助成や後見人の業務報酬の助成を行う。